

# あなたの被災家屋を解体する前に

解体せず、修繕して  
住みなおせるかも…

民泊などに使いたい  
事業者がいるかも…



## まずは専門家による調査を頼んでみませんか？

すでに公費解体を申請した建物でも、「申請済」の状態を保ちながら解体工事の  
手続きを当面の間停止する『解体の留保』をすることができます。  
この調査をした上で、解体申請を取り下げるか、そのまま解体するかを選べます。  
『解体の留保』について、お気軽に下記の相談窓口にお問合せください。

相談・調査ともに無料です お気軽にご相談ください！

＜相談・調査の流れ＞

ワンストップで対応します

所有者に  
積極的に声かけ

建築士などが外観等の  
現地調査を行っており、  
所有者にお声がけする  
ことがあります

所有者から  
窓口相談

家屋を  
内部調査

所有者と  
方針を検討

民間活用事業者  
に紹介

自分が修繕  
して住む

他者が修繕  
して使う

解体撤去する

相談窓口（予約不要 毎週 月/火/木/金/土 10時～17時）

対面  
でも

金沢市南新保町へ32-1（全国古民家再生協会石川第一支部内）

電話  
でも

☎ 076-234-3061  
☎ 080-8995-0342

LINE  
でも



メール  
でも

kominka.ishikawa@gmail.com

珠洲での出張相談窓口（予約不要 10時～17時）

7月

の日に出張相談を  
実施しています  
（珠洲市産業センター1F）

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |



石川県、能登復興建築人会議、全国古民家再生協会